

国民宿舎赤とんぼ荘の民間活力導入に向けた サウンディング型市場調査

実施要領

令和7年6月

兵庫県たつの市

目 次

1	本調査の目的	1
2	施設の概要	2
3	周辺環境	17
4	サウンディング調査の流れ	18
5	サウンディング調査の実施方法	18
6	留意事項	23
7	問い合わせ先	24

別添資料 1：周辺案内リーフレット
別添資料 2：たつの市観光リーフレット

様 式 1：サウンディングシート
様 式 2：現地説明会参加申込書
様 式 3：質問書

1 本調査の目的

国民宿舎赤とんぼ荘（以下「赤とんぼ荘」という。）は、昭和37年の開業以来、福祉と健康の向上及びたつの市の観光振興の一翼を担ってきた施設です。令和2年度までは指定管理のもと宿舎・休憩事業を運営していましたが、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない建物部分もあることから、現状のまま施設を継続使用することが難しくなり、令和3年4月から宿舎・休憩業務を休止し、現在は施設の一部を使用した喫茶業務のみを行っています。

赤とんぼ荘は雄大な揖保川や市街を一望できる小高い丘陵に位置し、素晴らしい眺望を有します。また、隣接する龍野城下町は、町家や醤油関係施設などの古い町並みが数多く残っており、令和元年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

今後、赤とんぼ荘の利活用を通じて、交流人口の増加、賑わいの創出、地域活性化、雇用の促進、周辺施設等との連携による相乗効果をもたらし、たつの市の地域振興に寄与することを期待し、持続的に運営できる事業方式の検討を行います。

本調査は、広く民間事業者の皆様との対話を通じて、本施設で実現可能な事業内容の市場性の有無や事業スキームに対する意見・意向を把握するとともに、施設の利活用に向けた事業内容の提案をいただく公募型サウンディング調査です。民間事業者による事業の可能性並びに意向等を事前に把握することにより、参入しやすい公募条件や実現性の高い事業内容を検討し、今後の事業公募内容等に反映することが目的です。



2 施設の概要

(1) 交通アクセス

車の場合

- ・山陽自動車道「龍野 IC」から北西へ 10 分
- ・国道 2 号太子・龍野バイパス「福田ランプ」から、国道 179 号を北西へ 20 分
- ・中国自動車道「山崎 IC」から国道 179 号線を南へ 30 分



鉄道利用の場合

- ・JR 姫新線「本竜野駅」から西へ車で 10 分
- ・JR 山陽本線「竜野駅」から北へ車で 10 分

(2) 人口・世帯数

たつの市 人口(人) 71,917
 年齢構成 0～14歳：11.5%、15～64歳：56.1%、65歳～：32.4%
 世帯数 31,478戸
 ※令和7年3月31日時点

近隣市町

姫路市	人口(人)	525,884
太子町	人口(人)	33,577
相生市	人口(人)	27,468
宍粟市	人口(人)	34,572
佐用町	人口(人)	15,166
上郡町	人口(人)	13,913

※出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より
 令和6年1月1日現在

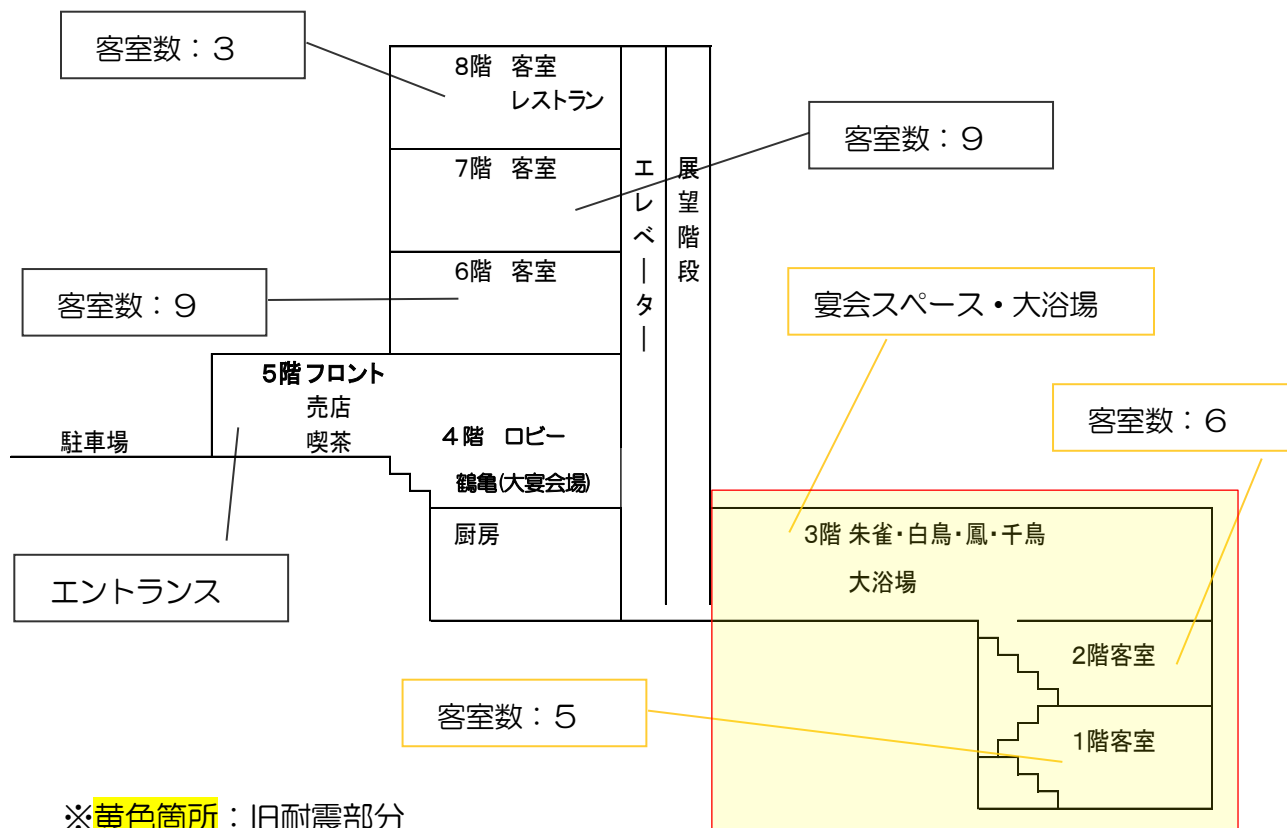


(3) 物件概要

ア 土地・物件

所 在	土地・建物（駐車区画77台） 地番：たつの市龍野町日山463番2 地積：4,527.23㎡ 地目：宅地 所有：たつの市
	土地・建物 地番：たつの市龍野町日山463番の一部 地積：1,049.03㎡ 地目：境内地 所有：粒坐天照神社 特記：令和7年度の賃借料 240,000円
	第二駐車場（35台区画） 地番：たつの市龍野町下霞城13番 地積：1,563㎡ 地目：公園 所有：たつの市
	受水槽・ポンプ設備 地番：たつの市龍野町下霞城27番地の一部 地積：856㎡ 地目：公有地 所有：たつの市（龍野公園動物園内）
接 道	たつの市道国民宿舎線
都 市 計 画 区 域	中播都市計画区域
区 域 区 分	市街化調整区域
用 途 地 域	無指定
防火・準防火地域	無指定
高 度 地 域	無指定
建ぺい率・容積率	建ぺい率60% 容積率200%
道 路 斜 線 制 限	1.5
隣 地 斜 線 制 限	20m+1.25
日 影 規 制	10m超：2.5時間 5m～10m：4時間
災 害 区 域	・当該地の一部は土砂災害警戒区域が含まれており、下部については土砂災害特別警戒区域が一部含まれている。
その他の規制等	・自然公園法普通地域（兵庫県立西播丘陵県立自然公園） ・都市公園区域（龍野公園）
占 用 物 件	敷地内に関西電力電柱（3本）
特 記 事 項	・その他の敷地に関する規制内容については、事業者にて適宜確認を行うこと。 ・土地面積は、公簿面積であり実測値ではない。 ・地目は登記地目を記載している。

イ 施設



※黄色箇所：旧耐震部分

名	称	たつの市国民宿舎赤とんぼ荘
所	在	地 たつの市龍野町日山463番地2
構	造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造8階建
敷	地	面 積 5, 216.25㎡
延	床	面 積 5, 023.61㎡
定	員	宿泊定員183人、利用定員500人
客	室	数 32室（内、18室はユニットバス・トイレ付）
宴	会	場 8室
ト	イ	シ 数 客室 18基（洋式 18基 和式 0基） 共用部分 29基（洋式 12基 和式17基）
駐	車	場 112台（第二駐車場含む）

経 過	昭和37年 4月 1日：開荘 昭和39年 7月 1日：増築 昭和45年 3月 5日：増築 昭和47年11月28日：ホール拡張工事 昭和49年 3月30日：洗濯場改造工事 昭和54年 8月22日：事務所、売店改造工事 昭和55年 8月11日：3階増改築工事 昭和56年 7月10日：大広間改造工事 昭和57年 8月 7日：1 階改造工事 昭和60年 4月 1日：3階～8階増改築工事、新装オープン 昭和62年10月30日：浴室改造工事 平成17年 7月 1日：大規模改造新装オープン 平成27年 3月20日：絨毯改修工事 平成27年 9月25日：業務用エレベーター改修工事 令和 3 年 3 月 3 1 日：宿泊・休憩業務休止
特 記 事 項	・1階、2階及び3階の一部（約1300m ² ）は旧耐震基準で建築され、耐震診断未実施である。 ※大浴場（男女各1）、宴会場は旧耐震部分にある。

ウ 設備

項 目	設置状況、規格等	特記事項
上 水 道	・受水槽（3 基 容量 130 m³） ・高架水槽（容量 15 m³） ・揚水ポンプ×2 台（動力 11KW） ・下霞城 27 番に敷設した受水槽よりポンプにて施設まで圧送している。	・施設内給配水及び給湯管、老朽化により漏水箇所所有 ※判明している場所：3 階ボイラー室、5 階ロビー ・屋上高架水槽バルブ類酸化 ・受水槽は清掃、定期点検義務あり
下 水 処 理	・公共下水道に接続	
雨 水 処 理	・雨水調整施設なし	
ガ ス	・プロパンにて供給	休止中
電 気	・敷地北側の電線から引き込み ・キュービクル式高圧受変電設備有り	・高圧電力設備は休止中 ・令和 3 年 4 月以降、低圧電力にて受電のため、高圧電力の供給を望む場合は電気事業者への申請が必要
給 湯 設 備	・ボイラー式	休止中 ・経年劣化により再稼働時における稼働不明
空 調 設 備	・全館空調（ボイラー式） ただし、1 階、2 階及び 7 階の客室	休止中 ・経年劣化により再稼働

	(機器撤去)並びに3階宴会場は個別空調となっている。	時における稼働不明
機 械 警 備	・一式	
通 信 設 備	・電話回線有り	・2回線(1回線休止)
消 防 設 備	・自動火災通報装置及び感知器 一式 ・屋内消火栓設備 一式 ・非常用自家発電機 一式	・定期点検義務あり
昇 降 機	・乗用(積載量:750kg・定員:11人)1基 ・乗用(奥行130cm・幅135cm・間口80cm)1基 ・業務用(積載量:600kg)1基	休止中 ・経年劣化により再稼働時における稼働不明
燃 料	・ボイラー 重油 ・自家用発電機 軽油	
占 用 物 件	・たつの市道国民宿舎線 上水道管、下水道管敷設	・配管図面なし
そ の 他	・換気設備、放送設備、厨房設備(食洗器、冷蔵庫、冷凍庫等)、机、椅子など	・老朽化により使用できないものがある。

※ 休止中と記しているものは令和3年4月以降使用を停止。

(4) 宿舎事業実績（平成29年度～令和2年度）

国民宿舎事業会計（赤とんぼ荘） 宿舎事業 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
宿 泊 者	9,130	7,081	5,777	3,420
休 憩	38,172	30,740	25,987	15,504
利 用 者 数	47,302	37,821	31,764	18,924

(単位：千円※税別)

収 支			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	営業収益	宿泊及び休憩料	39,659	29,405	24,412	15,590
		食料	109,041	84,023	64,965	28,096
		酒類及び飲料	22,540	17,433	13,915	3,281
		配膳料	10,191	7,760	5,831	1,584
		雑収入	3,357	1,772	1,634	573
		売 店	7,790	6,072	5,043	3,235
	営業外収益（補助金）		18,843	18,333	17,662	27,273
収入計(a)		211,421	164,798	133,462	79,632	
支出	営業費用	食料材料費	52,732	36,074	32,920	11,352
		飲物材料費	8,560	6,042	5,490	1,764
		売店・他材料費	6,948	6,286	4,872	2,747
		給料	73,774	62,629	54,454	52,935
		その他(募集・研修費等)	0	656	514	19
		管理料	10,239	8,784	7,585	7,940
		電気	11,953	10,781	10,345	8,843
		ガス	1,619	1,359	902	352
		水道	5,008	5,205	4,122	2,989
		灯油・重油	7,978	9,464	9,298	6,602
		リネン	2,881	2,317	2,649	1,031
		清掃	1,086	686	507	610
		その他(業務委託等)	8,519	7,576	7,664	2,277
		消耗品費	5,907	5,508	4,228	3,339
		修繕費	3,833	1,306	756	1,887
		その他（寄付金・雑費 等）	5,134	4,226	4,006	3,363
		賃借料	360	240	240	240
		減価償却	753	960	840	669
		リース・レンタル	2,448	2,515	2,555	2,674
		保守点検	2,986	2,626	2,795	2,825
		保険料	567	513	818	711
		租税公課	311	252	220	36
		販売促進費	2,300	2,036	1,225	828
		集客手数料	3,369	2,182	1,996	1,645
		銀行手数料	13	12	143	15
		納付金	2,037	0	0	0
支出計(b)		221,315	180,235	161,145	117,695	
収支差引(c)=(a)-(b)		-9,894	-15,437	-27,682	-38,063	
補助金を除く収支状況			-28,737	-33,770	-45,344	-65,336

※令和元年度及び令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響があります。

※数字の単位未満は、四捨五入、切捨て又は切上げたものがあり、合計数と内訳の計が一致しない場合があります。

国民宿舎事業会計（赤とんぼ荘） 喫茶メイプル

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	9,283	9,159	10,969	10,392

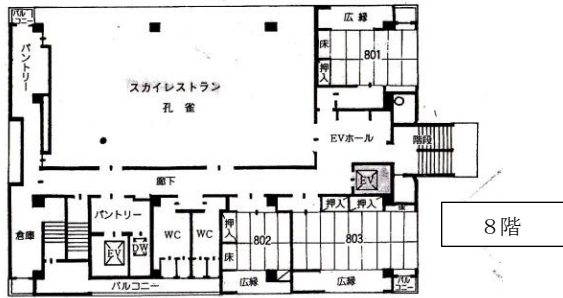
（単位：千円）

収 支			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	営業収益		4,816	5,244	6,502	6,588
	営業外収益	賃貸料等	31	30	23	21
		補助金	7,330	7,300	8,382	8,974
	収入計(a)		12,176	12,574	14,907	15,584
支出	営業費用	職員報酬、手当、社会保険料等	4,666	5,318	5,850	7,648
		電気料金	1,654	1,906	1,572	1,882
		水道料金				
		消耗品費	160	215	331	261
		修繕料	215	1,318	481	517
		原材料費	2,064	1,691	1,870	1,996
		通信運搬費	83	44	44	45
		保険料	0	0	3	3
		委託料	1,036	1,020	1,312	913
		賃借料	275	280	280	280
		支払手数料	0	0	0	7
		支出計(b)		10,153	11,792	11,744
	収支差引(c)=(a)-(b)		2,023	783	3,163	2,032
補助金を除く収支状況			-5,307	-6,517	-5,219	-6,942

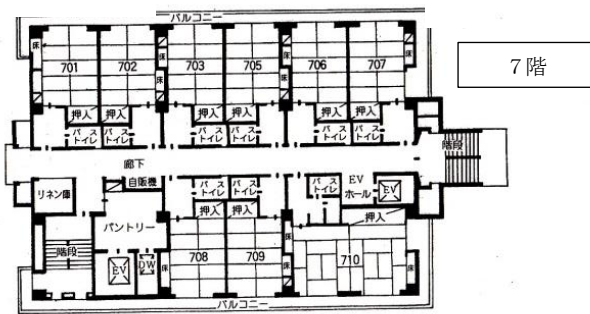
※数字の単位未満は、四捨五入、切捨て又は切上げたものがあり、合計数と内訳の計が一致しない場合があります。

(5) 施設図面

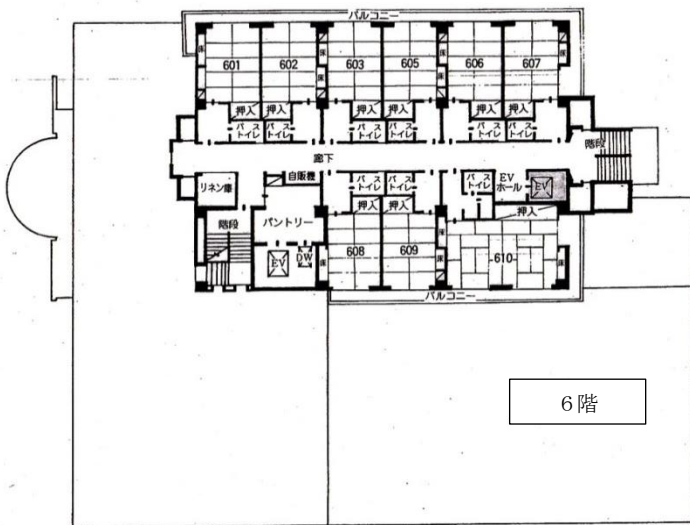
ア 平面図 ※黄色箇所：旧耐震部分



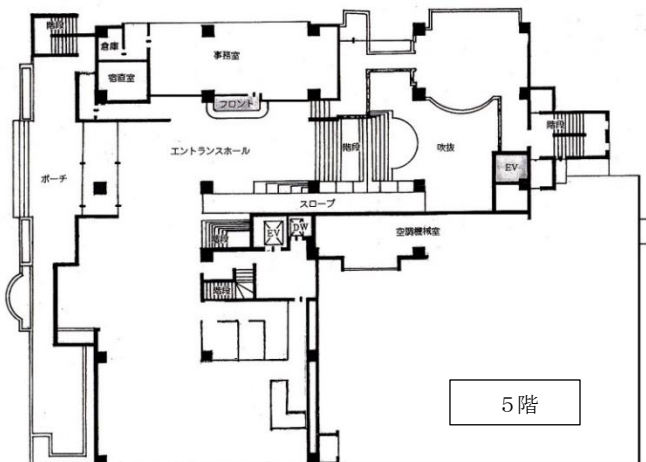
8階



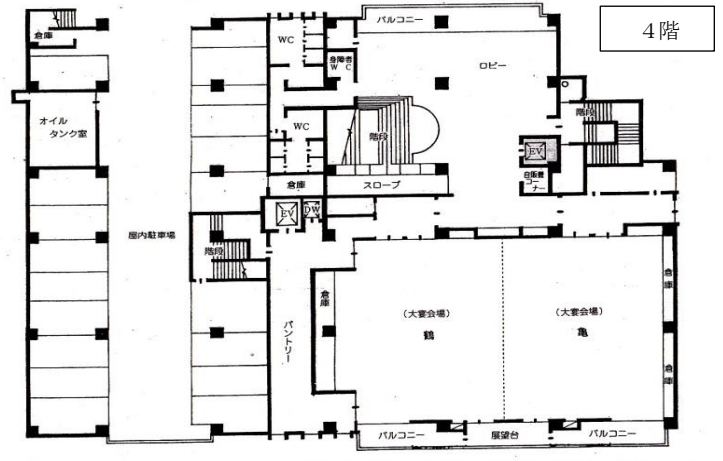
7階



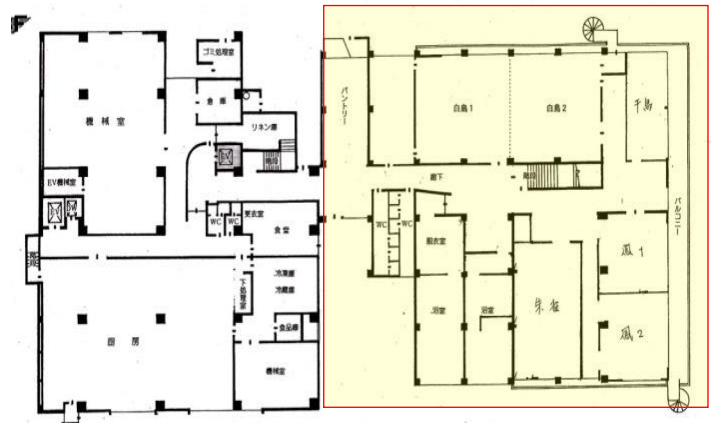
6階



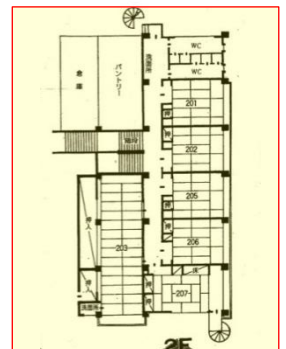
5階



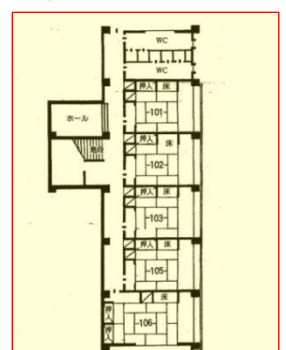
4階



3階

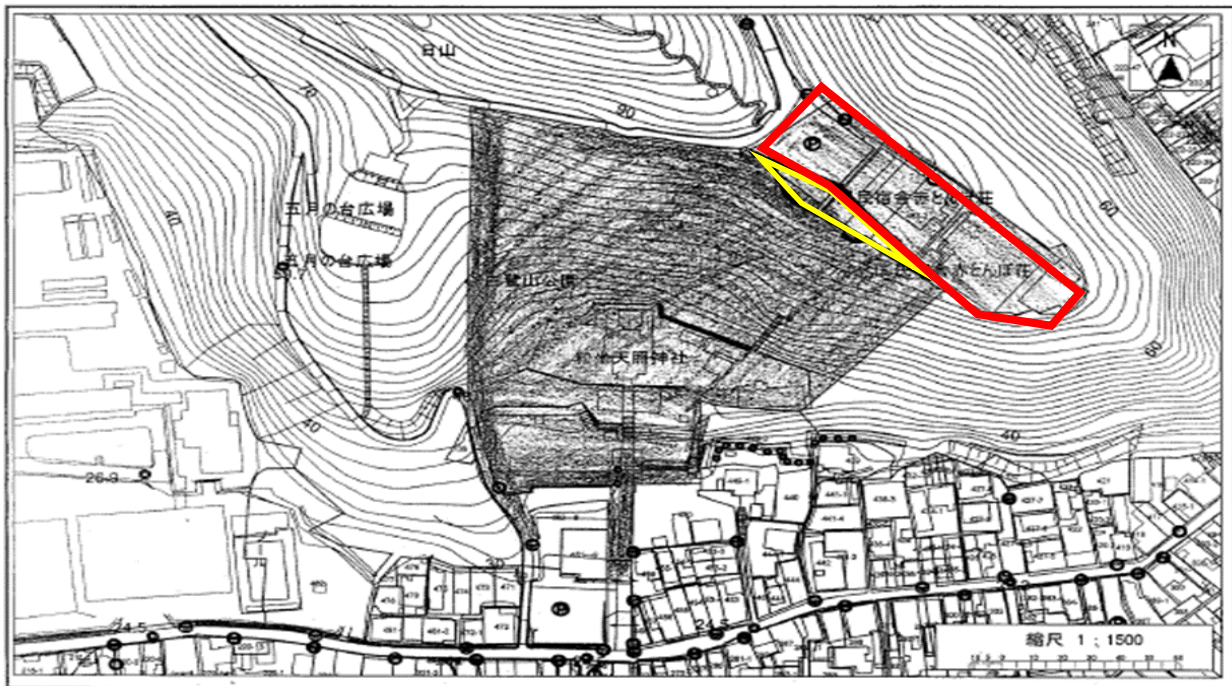


2階



1階

イ 敷地 ※黄色部分は借用地（境界未確定）



ウ 位置図



伝統的建造物群保存地区を含む周辺エリアは近年、各種新規出店も活発となっており、周辺の賑わいに繋がっています。中でも飲食店は、和食・洋食・中華と種類も豊富で、約40店舗ほどの魅力的なお店が徒歩圏内に点在します。

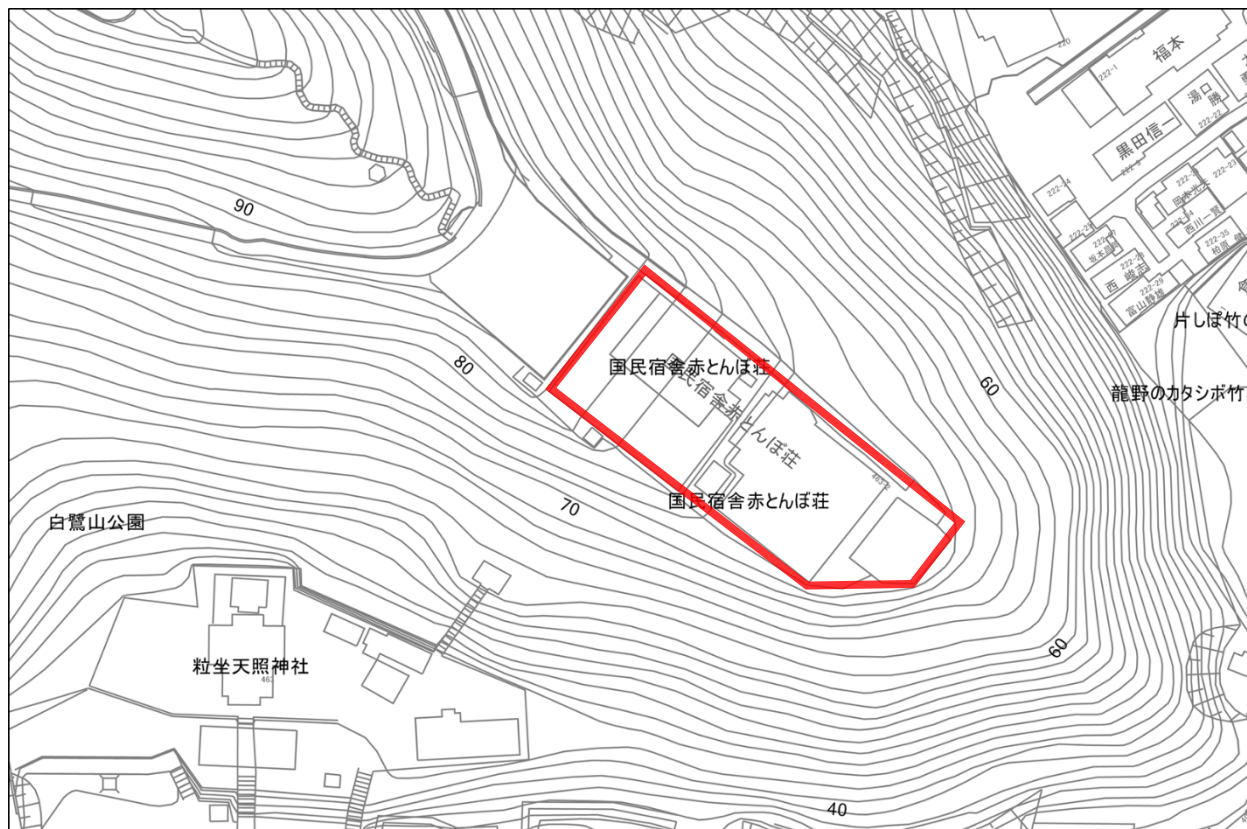
（伝統的建造物群保存地区を中心としたエリアの商店会加盟店数推移

令和2年73店舗▶令和4年92店舗▶令和5年96店舗▶令和6年109店舗）

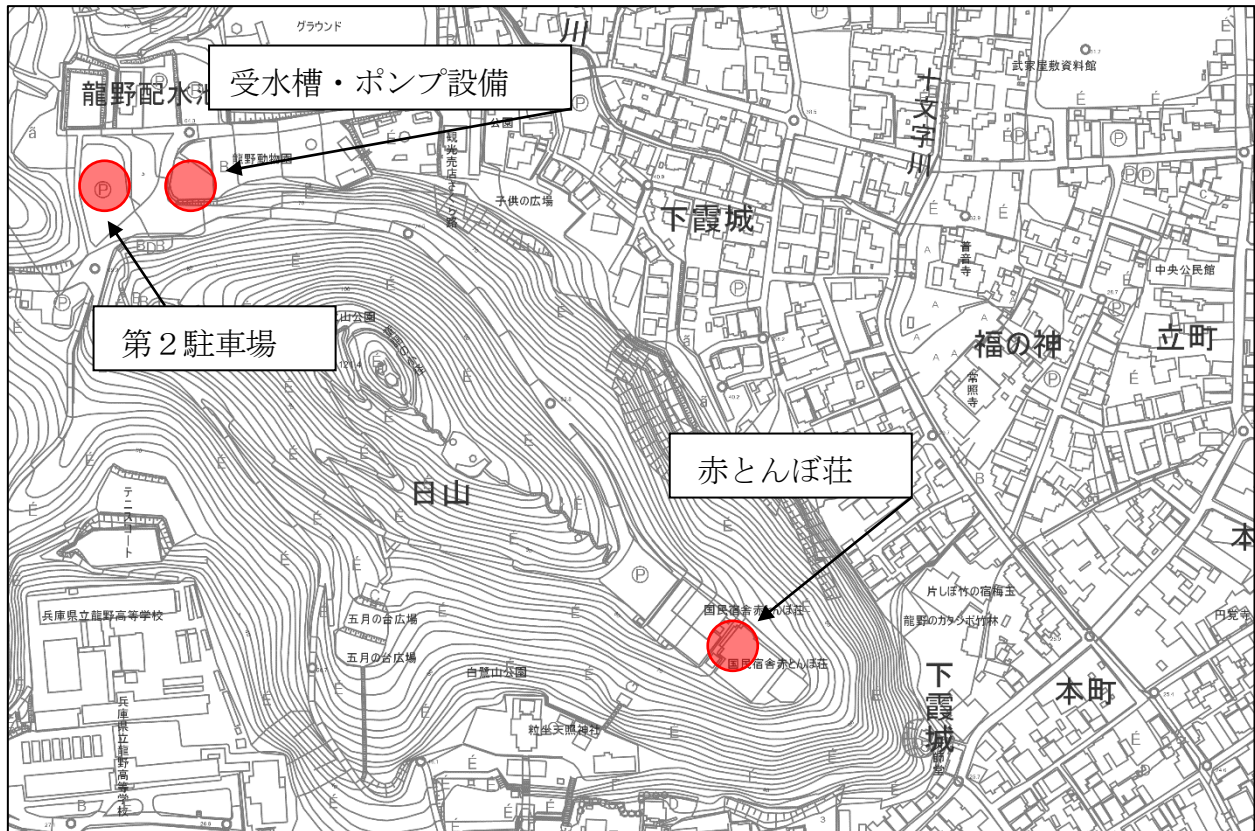
工 付近見取図



才 建物配置図

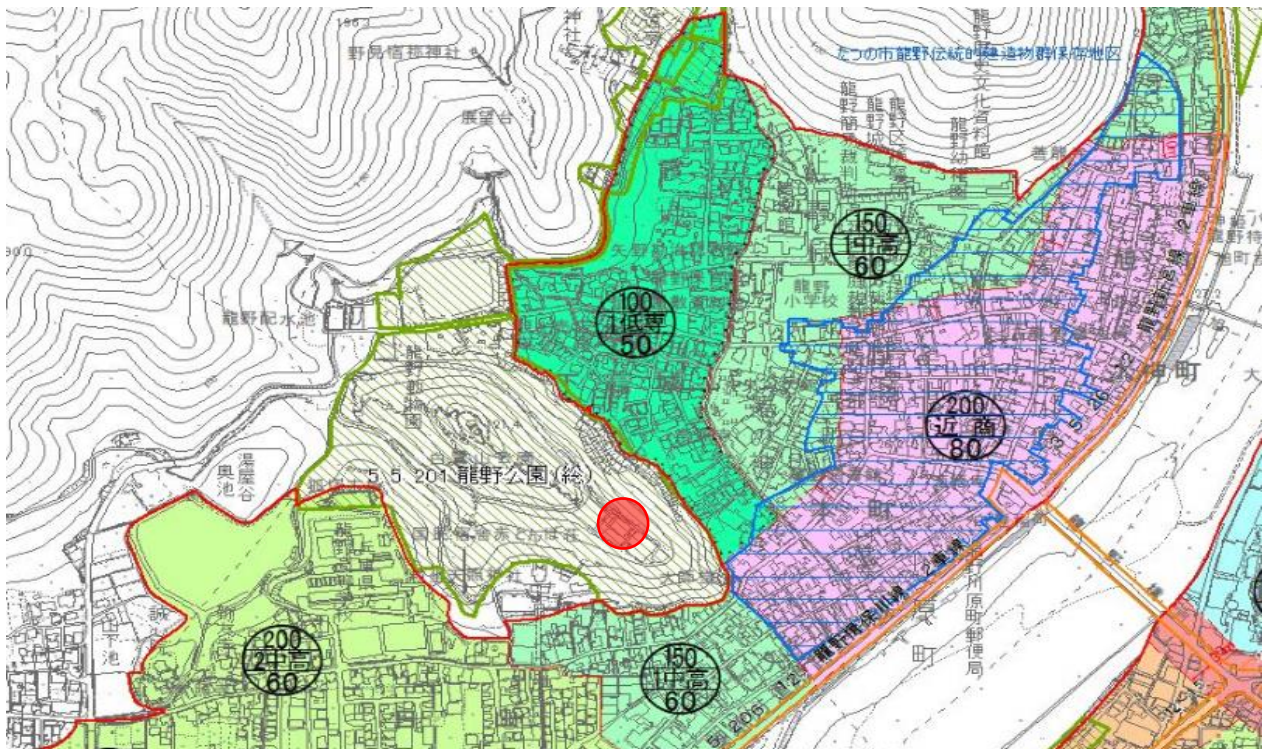


カ 施設配置図



キ 都市計画図抜粋

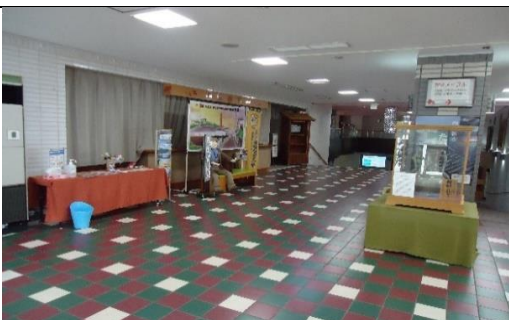
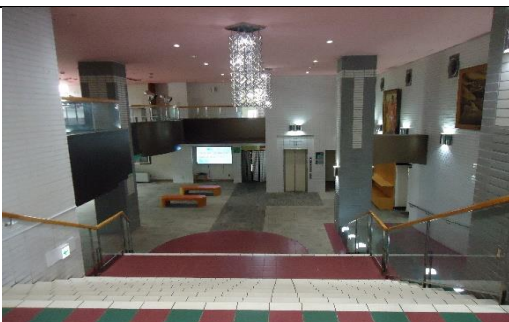
斜線部：龍野公園（都市公園区域）



(6) 景観・眺望・周辺写真

春の赤とんぼ荘	近くを流れる揖保川
	
8階レストランからの眺望	龍野伝統的建造物群保存地区
	
赤とんぼの碑	童謡の小径
	
龍野城	隣接する粒坐天照神社
	
龍野公園動物園	野見宿禰神社
	

(7) 館内等写真

エントランス 	5階 喫茶メイプル 
5階 喫茶メイプル 	5階 喫茶メイプル 
エントランスホール（5階） 	4階 ロビー 
4階 ロビー 	4階 大宴会場 
3階 厨房 	3階 冷蔵庫 

3階 給湯設備（休止中）	3階 機械室
	
3階 浴室	3階 浴室
	
3階 宴会スペース1	3階 宴会スペース2
	
6階 客室（610）	6階 客室（バス・トイレ）
	
7階 客室（706）	7階 客室（トイレ）
	

8階 スカイレストラン 	耐震部分の屋内駐車場 
旧耐震部分（既存棟）・駐車場 	旧耐震部分（既存棟） 
旧耐震部分（既存棟） 屋上 	正面建屋と駐車場 
第二駐車場 	受水槽・ポンプ設備 
エレベーター（休止中） 	旧耐震棟階段 

3 周辺環境 周辺の観光スポット



龍野城

歴史的な魅力と自然美が調和した観光地。
寛文12年に脇坂安政公により築城。本丸御殿、白亜の白壁、多聞櫓などが復元されています。

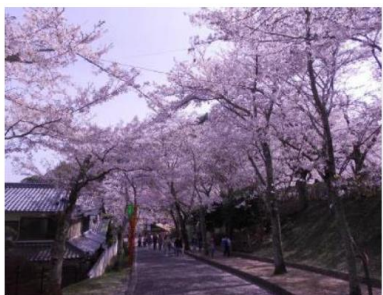
赤とんぼ荘から
徒歩 約20分



聚遠亭 (しゅうえんてい)

書院造を模した数寄屋風の茶室と庭園が美しいスポット。
秋には紅葉が庭園を彩り、絶好の撮影地となります。

徒歩 約20分



龍野公園

春になると公園内には約3,000本の桜が咲き誇ります。
自然、歴史、文化が調和した魅力的なスポットです。四季折々の美しい風景を楽しめます。

徒歩 約10分



うすくち龍野醤油資料館

昭和初期まで蔵人が実際に使用していた道具や文献などが一堂に展示。
たつの市の地場産業のひとつである醤油産業を子どもからおとなまで学ぶことができます。

徒歩 約20分



重伝建エリア

「播磨の小京都」とも称される歴史的な町並みに触れることができます。
江戸初期から昭和初期にかけての伝統的建造物が多く残ります。
また、ワークショップや飲食店、カフェなども地区の魅力を高めています。

徒歩圏内

4 サウンディング調査の流れ

	実施要領の公表	・施設概要や基本情報などの確認 ・注意事項や今後の流れなどの確認
	6月30日	※サウンディングシートの提出は9月30日まで
	質問書の受付 現地説明会の開催	・希望する民間事業者の現況確認の機会を設定（事前に現地説明会参加申込書の提出が必要）
	7月、8月、9月	※現地説明会は7月29日、8月21日、9月6日に開催 ※現地説明会参加申込書の提出は7月31日まで ※質問書の提出は9月12日まで
	個別対話の実施	・民間事業者との個別対話及び追加ヒアリング
	～10月上旬	
	事業者募集・認定	・募集要項の公表 ・事業提案書の受付 ・事業者の認定
	令和8年度	
	事業開始	・選定事業者による事業着手
	令和9年度～	

5 サウンディング調査の実施方法

（1）調査の対象者・参加条件

本施設に関心を有する事業者から広く意見や提案を求め、施設の利活用方針、運営方針や譲渡条件の参考とし、市場性の有無や利活用の方向性を検討するための調査となります。

対象者は、本調査への参加について関心を有する法人又は法人グループにより構成される共同事業体とします。ただし、令和7年4月1日時点で次に掲げる要件をすべて満たす者であることとします。

- ① たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込みの前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではありません。

- ③ たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていないこと。

（２） 宿舎・休憩業務休止前の利用料金 《たつの市国民宿舎条例》

提案内容を宿舎・休憩事業に限定するものではありませんが、休止前の赤とんぼ荘における利用料金は以下のとおりです。

ただし、設定料金の変更の可能性を廃するものではありません。

普通室(和室)

— 宿泊料 —

(単位：円)

使用料区分 使用者区分	宿泊料	食事料			合計
		朝食	夕食	計	
大人	4,000	1,200	2,000	3,200	7,200
小学生	3,200	1,200	2,000	3,200	6,400
幼児	実費				

特別室(和室バス・トイレ付)

(単位：円)

使用料区分 使用者区分	宿泊料	食事料			合計
		朝食	夕食	計	
大人	5,000	1,200	2,000	3,200	8,200
小学生	4,200	1,200	2,000	3,200	7,400
幼児	実費				

— 休憩料 —

(単位：円)

使用時間の区分 室の区分及び定員数		3時間以内	6時間以内	割増料金1人増すごとに	
				3時間以内	6時間以内
個室	5人まで	2,000	2,600	300	400
中広間	20人まで	3,800	5,000	150	200
	35人まで	4,700	6,100	100	130
大広間	50人まで	5,200	6,800	100	130
	120人まで	12,000	15,000	100	130
	250人まで	23,000	30,000	80	100
1 午後4時以降の休憩料は、規定料金の2割増しとする。 2 幼児の休憩料は、無料とし、小学生の休憩料は、規定料金の5割とする。					

（３） 利活用の方向性

令和2年度まで指定管理者制度により宿泊・休憩業務を行ってきましたが、令和3年度からは当該業務を休止し、喫茶業務に限って直営しています。開業から60年以上が経過し、老朽化は顕著な状況です。旧耐震部分も含んでおり、施設の利活用を進めるためには各種修繕や、大規模改修や場合によっては一部除却又は全除却も想定されます。

除却した場合は、除却後の利活用方針の検討も必要となります。
さらに指定管理者制度はもちろん、建物の売却や、都市公園法に基づく公募設置管理許可制度（Park-PFI）の導入などあらゆる可能性を排除せず事業化の方針を検討します。

（４）提案条件

サウンディングシートの提出にあたり、次に掲げる内容に留意してください。

- ①建物の耐震について、既存の建物のうち、１階、２階及び３階の一部は旧耐震基準で建築されています。
- ②土地に関しては、たつの市及び粒坐天照神社の所有となり、使用貸借及び賃貸借が前提となります。（土地・敷地情報に関しては、P3に記載しております、ア 土地・物件及びP10に記載のイ 敷地を参照してください。）
- ③事業期間に関しては、最長20年を想定しています。
- ④本施設は、龍野公園内に立地し、市街化調整区域及び都市公園区域となっています。開発及び建築行為は、都市計画法及び都市公園法等の関係法令による規制があります。下記は当施設利用における法規制の一例となります。記載している施設利用については、県に許認可権限があり、必ずしも認められるものではありません。

《公園施設》	
主な用途 (施設)	・休養施設（休憩所、野外卓、ピクニック場、キャンプ場等） ・運動施設（野球場、サッカー場、運動用具倉庫等） ・教養施設（図書館、体験学習館、野外劇場等） ・便益施設（売店、宿泊施設、荷物預かり所等） ・管理施設（事務所、倉庫、車庫等） ・その他（展望台、集会所、災害関係備蓄倉庫）
都市計画法・都市公園法上の取扱い	《適用除外施設》 ・都市計画法第29条第1項第3号 ・都市計画法施行令第21条第3号 ・都市公園法第2条第2項第3号～9号 ・都市公園法施行令第5条第2項～8項
審査機関	・県庁公園緑地課、県姫路土木事務所まちづくり建築第2課
必要期間	・6ヶ月～1年
要件	・公園施設として認められるもの

《福祉施設（通所）》

主な用途 (施設)	・児童福祉法（保育所、障害児通所支援施設、放課後児童健全育成事業施設等） ・身体障害者福祉法（身体障害者福祉センター、生活訓練等事業施設等） ・老人福祉法（老人デイサービスセンター、老人福祉センター等） ・障害者総合支援法（障害者福祉サービス事業施設等） ・認定こども園
都市計画法・都市 公園法上の取扱い	・都市公園法第7条第2項 ・都市計画法第34条第14号（遊休施設の利活用） ※都市計画法第34条第1号には該当しない。
審査機関	・県庁建築指導課（開発審査会）
必要期間	・1年半～2年半
要 件	・都市計画法第34条第14号（遊休施設の利活用）の付議要件に該当すること。 ・市の地方創生戦略等に適合することが前提となる。

《観光施設》

主な用途	・展望台、宿泊施設又は休憩施設、保養所、研修所
都市計画法・都市 公園法上の取扱い	・都市計画法第34条第2号
審査機関	・県姫路土木事務所まちづくり建築第2課
必要期間	・1年～2年半
要 件	・都市公園区域からの除外が前提となる。 ・都市計画法第34条第2号の要件を満たすこと。 ・地元自治会及び観光協会等の同意を得ること。

《福祉施設（入所施設）》

主な用途	・介護老人保健施設 ※リハビリ等を行う施設で家庭への復帰が前提
都市計画法・都市 公園法上の取扱い	・都市計画法第34条第12号 ・県都市計画法施行条例別表第2の12の項
審査機関	・県姫路土木事務所まちづくり建築第2課
必要期間	・1年～2年半
要 件	・都市公園区域からの除外が前提となる。 ・県都市計画法施行条例別表第2の12の項の要件を満たすこと。 ・県及び市の介護保険事業計画に適合することが前提となる。

《福祉施設（入所施設）》

主な用途	・有料老人ホーム
都市計画法・都市 公園法上の取扱い	・都市計画法第34条第14号（提案基準12）
審査機関	・県庁建築指導課（開発審査会）
必要期間	・1年半～2年半
要 件	・都市公園区域からの除外が前提となる。 ・都市計画法第34条第14号（提案基準12）の要件を満たすこと。

《遊休施設の利活用》

主な用途	下記の要件等に該当する用途の場合、県開発審査会に付議することができる。 ・地域創生に資するもの ・地元住民の理解が得られるもの ・著しい人や車の集中を生じないもの ・土地利用について、市が一定期間関与するもの ・原則、新たな公共施設整備が伴わないもの
都市計画法・都市公園法上の取扱い	・都市計画法第34条第14号（遊休施設の利活用）
審査機関	・県庁建築指導課（開発審査会）
必要期間	・1年半～2年半
要 件	・都市公園区域からの除外が前提となる。 ・都市計画法第34条第14号（遊休施設の利活用）の付議要件に該当すること。 ・市の地域創生戦略等に適合することが前提となる。

（５）サウンディング調査参加申込み

受付期間：令和7年6月30日(月)～9月30日(火)

本調査へ関心を持ち、参加申込みを行う場合は、様式1「サウンディングシート」を申込期間内に電子メールにて提出してください。

個別対話を希望される場合は、サウンディングシート内の日程希望欄に希望日時をご記入ください。

電子メールを送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

※提出及び連絡先は、7 問い合わせ先を参照。

（６）現地説明会

受付期間：令和7年6月30日(月)～7月31日(木)

現地説明会を希望する場合は、様式2「現地説明会参加申込書」を申込期限内に電子メールにて提出してください。

電子メールを送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

また現地説明会に参加された事業者におかれましては、説明会参加後に様式1「サウンディングシート」の提出をお願いします。

※提出及び連絡先は、7 問い合わせ先を参照。

（７）質問書の受付及び回答

受付期間：令和7年6月30日(月)～9月12日(金)

本事業の内容に関する事項については、様式3「質問書」を期間内に電子メールにて提出してください。受け付けた質問については、法人又は法人グループごとに個別に回答します。

電子メールを送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

※提出及び連絡先は、7 問い合わせ先を参照。

6 留意事項

(1) サウンディング参加に要する費用

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類の返却

提出書類は、返却しません。

(3) 参加の取り扱い

本調査は、事業者の公募内容等を検討する上で参考にするものです。事業者を決定するものではありません。

(4) 意見・提案内容の取り扱い

本調査での意見・提案内容は、事業者公募条件を検討する際の参考としますが、必ず反映するものではありません。

なお、本調査での提案いただいた内容については、事業公募の際に履行する義務はありません。

(5) 対話・現地説明会等の不実施

本要領に関係のない提案など、本調査の趣旨から外れた内容についての提案や質問書の提出があった場合は、当該参加事業者に対する対話、質問への回答を実施しない場合があります。

また、現地説明会への参加希望の調整ができない場合等は、現地説明会を実施しない場合があります。

(6) 追加ヒアリングへのご協力

必要に応じ、こちらから電子メール等による追加ヒアリング（文書照会を含む。）を実施する場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

7 問い合わせ先

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

産業部商工振興課 担当：奥澤・重本

電話番号 0791-64-3158

FAX 0791-63-3784

メール shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp